

地域生活支援事業等の実施

ここでは障害者自立支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業等について、各事業の考え方、および必要量の見込み（年間サービス提供量、移動支援事業の個別型については月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。

なお、必要見込み量については、墨田区における障害者の推移（手帳交付者割合）、実績等を勘案し、算定をしています。

1. 相談支援事業

【サービス内容】

障害者等が自立した日常生活又は社会生活ができるように、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、権利擁護のための援助を行います。

【考え方】

平成 15 年度に支援費制度が開始されたことにより、福祉サービスの利用は、障害のある人が自ら事業者や施設を選択し、契約により利用するしくみへと移行しています。これを契機に、利用者の自己決定・自己選択に基づく適切なサービス利用を支援する体制づくりや、障害や高齢のため選択や意思決定が困難で判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性がよりいっそう高まっています。後期計画期間においても、障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制を整備し、相談・支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利を擁護するしくみづくりなどの推進を図る必要があります。

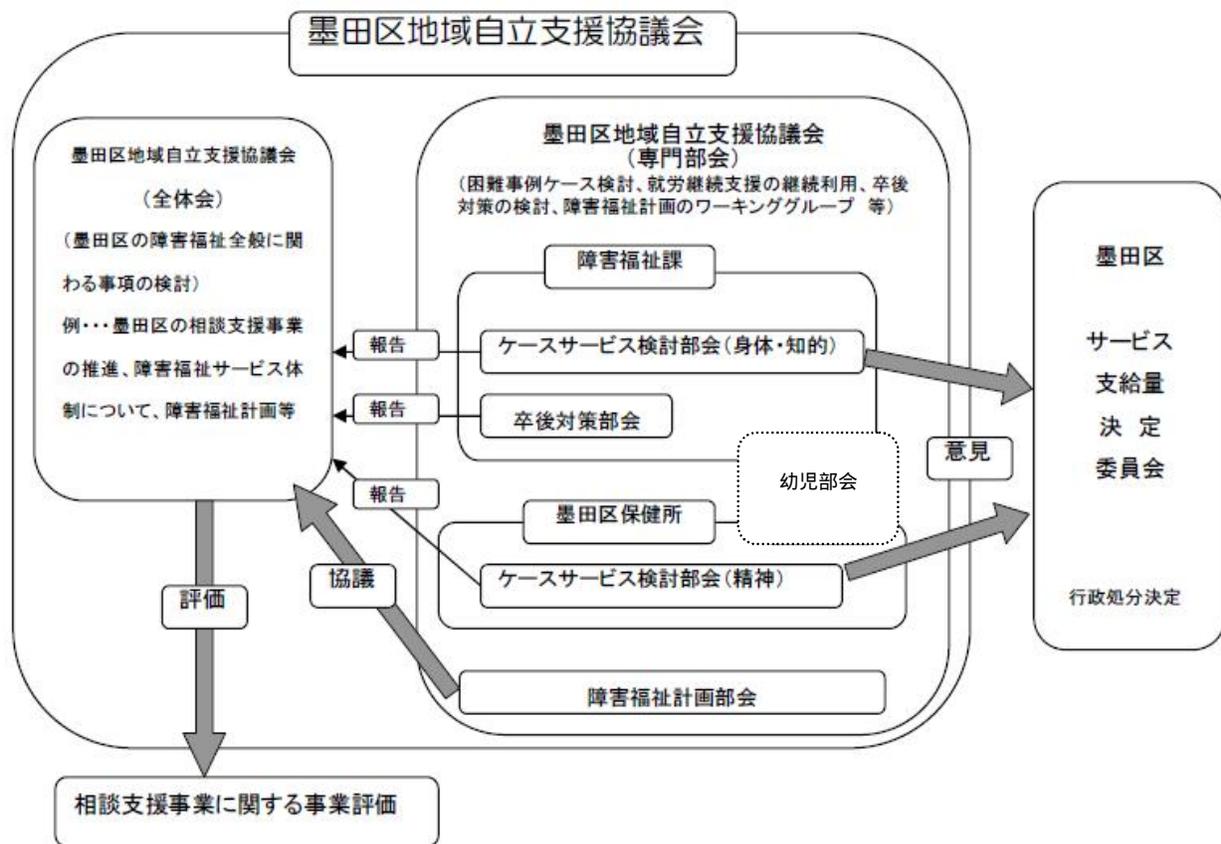
【必要量見込】

相談支援事業	21 年度	22 年度	23 年度
相談支援事業			
(ア) 障害者相談支援事業	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所
(イ) 地域自立支援協議会	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

【確保方策】

「障害者相談支援事業」は、区の障害者福祉課、保健センター（2ヶ所）の窓口、精神障害者地域生活支援センター「友の家」で実施し、障害のある人やその家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを後期計画期間においても推進します。

また、「地域自立支援協議会」は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場として、平成18年度に設置しました。今後とも同協議会により関連機関の一層の協力・連携を図ってまいります。さらに、協議会内に幼児部会を設置し、障害児の適切な相談支援を行うためのネットワーク構築に取り組んでいくとともに、障害者の虐待防止に向けたネットワーク構築にも取り組んでいきます。



今後、自立支援協議会内に「幼児部会」を設置する予定です。

また、「市町村相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」についても実施しており、障害者の地域生活を支援し、権利擁護を図ることに努めていきます。

2. コミュニケーション支援事業

(1) コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

意思疎通の円滑化を図ることを目的に、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害者を対象に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

【考え方】

墨田区では、聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に手話通訳者派遣事業を実施しています。また、平成 19 年度からは要約筆記者派遣事業を実施しています。両事業とも事業者に委託して実施します。

【必要量見込】

墨田区では自立支援法施行以前から聴覚障害者のための手話通訳者の派遣事業を実施しており、平成 19 年度は 225 人の派遣実績（実利用者数）があります。また、平成 19 年度からは要約筆記者の派遣事業を実施しており、対象者を平成 21 年度は 42 人（実利用者数）と見込みます。今後は、この数値を基礎として、両事業とも前年比 3%増で増加するとして必要量を見込みます。

コミュニケーション支援事業	21 年度	22 年度	23 年度
手話通訳者派遣事業	239 人	246 人	253 人
要約筆記者派遣事業	42 人	43 人	45 人

【確保方策】

墨田区ではこれまでも手話通訳者派遣事業を実施しており、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

要約筆記者派遣事業においては平成 19 年度実績が見込み量を下回っていることから今後とも制度の P R に努めていきます。

(2) 手話通訳者養成研修事業

【サービス内容】

聴覚障害者等との交流活動の促進、自治体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術等を取得する手話通訳者の養成研修を行います。

【考え方】

コミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るためには人材の養成が必要であることから、墨田区では手話通訳者の養成研修事業を事業者に委託して行っています。

【必要量見込】

例年3人前後が養成研修を終了しています。今後ともこの傾向は続くと考えられることから、平成21年度以降年間3人として必要量を見込みます。

奉仕員養成研修事業	21年度	22年度	23年度
手話通訳者養成研修事業	3人	3人	3人

【確保方策】

墨田区では平成20年3月現在20人が手話通訳者として登録されています。引き続き事業者と連携して十分なサービス提供量の確保を図っていきます。

3. 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するために、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【考え方】

障害者等の日常生活上の利便を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【必要量見込】

墨田区では自立支援法施行以前から日常生活用具給付等事業を実施しており、これまでの実績も考慮して、前期計画開始時点から前年度比約 3%増で増加するとして、必要量を見込みます。

日常生活用具給付等事業	21年度	22年度	23年度
介護訓練支援用具	18件	19件	20件
自立生活支援用具	47件	48件	49件
在宅療養等支援用具	11件	11件	11件
情報・意志疎通支援用具	51件	53件	54件
排泄管理支援用具	3,936件 (328人)	4,056件 (338人)	4,176件 (348人)
住宅改修費	26件	27件	28件

【確保方策】

今後においても、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携し、重度障害者の日常生活上の利便を図ります。

4. 移動支援事業

【サービス内容】

障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行います。

【考え方】

移動支援事業には大きく分けて、個別型 車両型があります。

個別型については、居宅介護事業における移動介護として行ってききましたので、引き続き移動支援事業として位置づけ、事業を行っていきます。

また、車両型については、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、肢体不自由児（者）通所訓練所で運行している通所バスが該当します。今後も引き続き、移動支援事業として位置付けて事業を行っていきます。

【必要量見込】

個別型については、実績では前期計画における見込みをやや下回っていますが、今後の利用ニーズが非常に高いことから、平成 20 年 3 月実績（2,608 時間、137 人）を基礎として前年度比 10% 増として必要量を見込みます。

また、車両型については、これまで、すみだふれあいセンター福祉作業所、はばたき福祉園、肢体不自由児（者）通所訓練所で実施している通所バスにおける利用実態を踏まえると共に、平成 22 年度に旧文花小学校跡地に新規開設を予定している生活介護事業施設で運行予定の通所バスの需要を勘案して見込みます。

移動支援事業	21 年度	22 年度	23 年度
個別型 (月間)	3,156 時間分	3,471 時間分	3,818 時間分
	166 人分	182 人分	201 人分
車両型	41,289 時間分	45,778 時間分	50,266 時間分
	(92 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(102 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)	(112 人×22 日 ×12 月×0.85×2 時間)
	92 人分	102 人分	112 人分
	3 ケ所	4 ケ所	4 ケ所

【確保方策】

個別型については、平成 20 年 3 月現在墨田区内 15 ケ所（区外を含めると 29 ケ所）の障害福祉居宅サービス事業者に委託して実施しています。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分な

サービス提供量を確保していきます。

車両型についてもこれまでと同様、事業者に委託して実施します。また、新規生活介護事業施設の開設に伴い、新たに通所バスを運行する予定です。

5. 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス内容】

地域活動支援センター機能強化事業 型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
地域活動支援センター機能強化事業 型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うとともに、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センター機能強化事業 型	障害者に、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。人的配置や設備的な面等で、法律の要件を満たしていない小規模作業所等からの移行が想定されます。

【考え方】

これまで法外事業として実施していた事業のうち、指定サービス事業への移行が困難な事業について、その事業特性に応じて地域活動支援センター事業として位置づけ誘導を図ります。

【必要量見込】

地域活動支援センター機能強化事業	21年度	22年度	23年度
型	95人分	97人分	99人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
型	20人分	20人分	20人分
	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
型	88人分	88人分	88人分
	4ヶ所	4ヶ所	4ヶ所

【確保方策】

型事業は平成18年度より「地域生活支援センター・友の家」で実施しています。型事業は平成20年度より「ワクワク工房デイサービス」で実施しています。また、型事業については、平成21年度より4事業所が自立支援法外の作業所から移行する予定です。

6. その他の事業

障害者自立支援法では、各自治体が独自の判断により、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができるものと定めています。墨田区ではこれまでに独自で実施してきた事業を下記のとおり引き続き実施していきます。

【墨田区における独自事業等】

1	日中一時支援事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	身体障害者自動車改造費助成事業
4	身体障害者緊急通報システム事業
5	心身障害者自動車運転教習費補助事業
6	心身障害者福祉電話事業
7	墨田区心身障害者福祉タクシー事業
8	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給事業
9	心身障害者理美容サービス事業
10	寝たきり重度心身障害者（児）に対する寝具乾燥事業
11	心身障害者福祉手当支給事業（区制度）
12	心身障害者（児）緊急一時介護事業
13	特別永住者障害特別給付金支給事業
14	知的障害者緊急保護事業
15	身体障害者緊急一時保護施設の確保事業
16	卒後対策事業
17	知的障害者グループホーム（区型）等支援事業
18	心身障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度
19	障害者団体法人等支援事業
20	心身障害者福利厚生事業
21	心身障害者雇用優良事業所顕彰
22	障害者問題啓発事業
23	障害者福祉大会
24	ボランティア事業
25	隅田川花火大会障害者特別観覧席開放事業
26	心身障害者（児）通所訓練補助
27	亀沢のぞみの家通所訓練所補助

28	心身障害者団体連合会補助
29	障害者福祉喫茶の運営費補助
30	短期入所施設運営補助事業費
31	知的障害者グループホーム運営補助事業
32	リフト付き福祉タクシー事業
33	重度脳性麻痺者介護事業
34	福祉のまちづくり整備事業
35	交通バリアフリー事業
36	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業
37	更生訓練費等給付事業
38	高次脳機能障害の患者及び家族への支援
39	精神障害者グループホームの運営支援
40	車いす利用者の健康診断の実施
41	訪問指導の実施
42	障害児（者）歯科相談及び健診の実施
43	こころの健康相談の実施
44	精神障害者デイケアの実施
45	障害者就労支援事業